

小田原市公衆便所条例の一部改正について

1 条例の一部改正の背景

慰霊塔北側公衆便所は、昭和32年10月に設置されたものですが、建設から60年以上が経過し老朽化が進んでいること、利用者が少なく限定的であることから、このたび廃止とすることとしました。

これに伴い、小田原市公衆便所条例の一部改正を行うものです。

2 内容

慰霊塔北側公衆便所を廃止することとします。

3 施行予定日

令和2年6月末（予定）